

2017年度 入学者選抜学力検査 法学類 後期日程

小論文問題の出題趣旨・講評・解答例 (2017年3月12日 9時30分から11時30分に実施)

●問題 次ページ以下の文章をよく読んで、次の問に答えなさい。

(松元雅和『平和主義とは何か 政治哲学で考える戦争と平和』(中公新書、2013年) 36頁から53頁まで)

問1 下線部①の「非対称性」とはどのような意味か、150字以内で説明しなさい。

問2 下線部②の「哲学者のJ・ナーヴソン」の見解を150字以内で説明しなさい。

問3 筆者が、下線部③で「これら二つをうまく区別していない」と述べるのはなぜか、200字以内で説明しなさい。

問4 下線部④に「話を個人レベルから国家レベルに移して、戦争の殺人の是非を問うてみよう」とあるが、X国によって侵略されたY国がX国国民Zを殺すことは免責されるか、自衛のための戦争と民間人の戦争責任についての筆者の考えを800字以内で説明しなさい。

●出題趣旨等

[問1]

出題趣旨

課題文を正確に読解したうえで、指定箇所の意義・内容につき所定文字数にて的確に論述しうる能力を問うものである。

講評

多くの答案が本問に及第する解答をなしえていた。なお、課題文の関係箇所をそのまま解答として記述するのではなく、それを咀嚼して自らの語彙・表現力にて論述しえていたものはより高評価となった。

解答例

個人が他者に対して行う殺人や傷害といった行為は、犯罪であるとして処罰されることでその抑止が図られるが、国家が他国に対して行う戦争、それに伴い生じる人の殺傷は、個人の行う殺人等よりもはるかにあからさまかつ大規模に行われるにもかかわらず、むしろ名誉なこととして賞賛さえされうること。(139字)

[問2]

出題趣旨

課題文を正確に読解した上で、問いの内容に即して的確に要約して表現することができるかを問う。

講評

多くの答案で、J・ナーヴソンが平和主義に対して批判的見解を有していることが所定の文字数内で的確に述べられていた。もっとも、中には、平和主義者の見解のみを説明する答案や、ナーヴソンが平

和主義を批判している根拠を十分理解できなかったがゆえに、説明が不正確な答案が散見された。

解答例

各人は自己の生命に対する不可侵の自然権を有し、生命が脅かされた場合に必要ならばそれを力づくで排除する権利をも含意する。しかし、非暴力を掲げる平和主義者は、前者の命題を肯定しながら、後者の命題を否定することになり、正当防衛の場合においても人命が脅かされているのを座視するほかになく、論理的に矛盾している。(150字)

[問3]

出題趣旨

課題文中に示された情報を正確に把握し、その上で筆者の見解を理解して、的確な文章で説明する能力を問う。

講評

ナーヴソンの権利論の内容を理解できているかが本問の前提となる。その上で、「責任」の有無という観点から筆者がナーヴソンの権利論を批判していることを記述する必要があるが、そもそもの前提を正しく把握できていない答案、「責任」に言及していない答案が散見された。

また、本文の表現をそのまま引き写し、単なる切り張りに終始した答案、課題文中に示された具体例に引きずられた答案も見られた。これらは問いに十分に答えているとは言い難い。

解答例

ナーヴソンの権利論は、自分の権利を守るために必要なことをする権利を含むと主張するが、権利を行使する相手はその状況について責任を有する者であるかについての視角を欠くからである。他人も当然に権利を有するのだから、対抗暴力がその状況について責任がある者に対する時のみ、正当防衛は認められる。権利を守るためとはいえ、その状況に無関係で責任のない相手に対して無制限に、何をして構わないということではない。(198文字)

[問4]

出題趣旨

課題文を読解した上で、筆者の見解とその論理構成を正確に把握し、所定文字数で的確に要約することができるかを問う。

講評

大多数の答案で、Y国がX国国民Zを殺すことは免責されないという筆者の結論については正しく記されていたが、筆者の理論構成を十分に説明できていない答案もあった。例えば、筆者の見解の理論展開の前提として、Y国に自衛権があることの説明を欠いた答案も多く見られた。また、侵略の責任主体としてX国と国民Zが同一視できない理由4つや、政府関係者ではなく民間人が戦争被害をより多く被る点は記述できているが、Y国が行う自衛戦争がZの生存権を脅かす暴力と変わらない可能性がある点の記述がない答案も見られた。

解答例

筆者は、自衛のための戦争を行うY国がX国国民Zを殺すことは免責されないと考えている。なぜな

ら対抗暴力が免責されるのは、その状況を生み出したことに関して相手に責任があるからであるが、X国による侵略についてX国国民Zには責任がない可能性が高いからである。

Y国は、侵略を行ったX国に対して自衛権を行使してX国を攻撃することができる。これは生存権を脅かす暴力を行ったX国に、その状況を生み出した責任があるからである。しかし、X国と個々の民間人Zは同一視できない。なぜなら、侵略を行うX国政府の決定に対して、個々の民間人の実質的関与はきわめてわずかでしかないからである。これは、以下の4つの理由が挙げられる。第1に、X国国民は政府の決定を選択する民主的権限をもっていないかもしれないこと、第2に、たとえ民主的権限をもっていたとしても政府の選択時に戦争の是非が問われていなかったかもしれないこと、第3に、たとえ戦争の是非が問われていたとしても、X国国民の一部は戦争に反対していたかもしれないこと、最後に第4に、政府の決定に対する個々の国民の関与の度合いは小さいことが理由である。

また、現実の戦争被害は、いち早く安全な場所に疎開する政府関係者や政府機関ではなく個々の民間人に降りかかっている。民間人被害を考えるならば、Y国の行う行為は、X国に対する対抗暴力ではなく、民間人Zの生存権を脅かす暴力に近い。湾岸戦争でイラク国民の巻き添え被害が生じつつ、侵略を決断した当のサダム・フセイン政権は存命したように、暴力と対抗暴力の間に明白なズレがある。

以上のように、X国の侵略を理由に個々のX国民Zの命を脅かすことは、X国国民Zが状況の責任を負わない人物であるため、論理の構造上、無辜の子どもを犠牲にして親の不始末のかたをつけることと何ら変わらず、Zを殺害することは免責されない。(778字)